

国際日本文化研究センター国際研究推進部準備室設置要項

令和3(2021)年3月18日
所 長 裁 定

(設置)

第1条 国際日本文化研究センター(以下「センター」という。)に設置を計画している国際日本文化研究センター国際研究推進部(以下「国際研究推進部」という。)の設置準備を行うため、国際日本文化研究センター国際研究推進部準備室(以下「準備室」という。)を置く。

(構成員)

第2条 準備室は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副所長
- (2) 所長が指名する研究調整主幹
- (3) 海外研究交流室長
- (4) プロジェクト推進室長
- (5) 「国際日本研究」コンソーシアム委員会委員長
- (6) 管理部長
- (7) 研究協力課長
- (8) その他所長が必要と認める者

(任務)

第3条 準備室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国際研究推進部の設置に係る企画・立案に関すること。
- (2) 国際研究推進部が予定する業務に係る企画・立案に関すること。
- (3) 国際研究推進部の設置に係るその他必要な業務に関すること。

(任期)

第4条 準備室構成員の任期は、令和3年4月1日から国際研究推進部が設置される日までとする。

(室長)

第5条 準備室に室長を置き、研究調整主幹(機能強化)をもって充てる。

(準備室会議)

第6条 準備室に、第3条に規定する業務を行うため、準備室会議を置く。

- 2 準備室会議に議長を置き、室長をもって充てる。
- 3 議長は、準備室会議を招集する。
- 4 議長に事故があるときは、第2条第1項第2号の構成員のうちからあらかじめ議長が指名した者が、その職務を代行する。

(構成員以外の者の出席)

第7条 準備室会議が必要と認めるときは、準備室会議に構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 準備室の庶務は、管理部研究協力課において各課の協力を得て行う。

(その他)

第9条 この設置要項に定めるものの他、準備室の運営に関して必要なことは室長が準備室構成員と協議して定める。

附 則

この要項は、令和3(2021)年3月18日から施行し、国際研究推進部の設置日をもって廃止する。